

# 第15回三木市・吉川町合併協議会会議次第

と き 平成17年6月3日(金) 10:00~

ところ 吉川町総合中央活動センター 研修館 講習室

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 会議録署名委員の指名

## 4 議 事

### (1) 報告事項

報告第24号 三木市・吉川町合併協議会委員の変更について

報告第25号 三木市・吉川町合併協議会規約に関する協定書の一部変更について

報告第26号 三木市・吉川町合併協議会専門部会規程の一部を改正する規程について

報告第27号 三木市・吉川町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程について

報告第28号 各種事務事業(情報システム事業)の取扱いの調整結果について

### (2) 協議事項

協議第71号 平成16年度三木市・吉川町合併協議会決算の認定について

## 5 その他

第16回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時 8月上旬開催予定

会 場 三木市立教育センター 大研修室

## 6 閉 会

# 第15回協議会 会議資料

平成17年6月3日

**\*\* 三木市・吉川町合併協議会 \*\***

## 資料目次

番号	題名	ページ
<b>報告事項</b>		
報告第 24 号	三木市・吉川町合併協議会委員の変更について	1
報告第 25 号	三木市・吉川町合併協議会規約に関する協定書の一部変更について	2
報告第 26 号	三木市・吉川町合併協議会専門部会規程の一部を改正する規程について	4
報告第 27 号	三木市・吉川町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程について	15
報告第 28 号	各種事務事業(情報システム事業)の取扱いの調整結果について	22
<b>協議事項</b>		
協議第 71 号	平成 16 年度三木市・吉川町合併協議会決算の認定について	25

報告第24号

三木市・吉川町合併協議会委員の変更について

三木市・吉川町合併協議会委員を次のとおり変更したので報告する。

平成17年6月3日提出

三木市・吉川町合併協議会  
会長 加古 房 夫

区 分	変 更 前	変 更 後	備 考
2号委員	森本 吉治	安福 治夫	三木市議会議長
3号委員	西垣 秀美	森本 吉治	三木市議会議長 が指名した議会 議員

委嘱日 平成17年5月16日

報告第25号

三木市・吉川町合併協議会規約に関する協定書の一部変更について

三木市・吉川町合併協議会規約に関する協定書の一部を別紙のとおり変更したので報告する。

平成17年6月3日提出

三木市・吉川町合併協議会  
会長 加古 房 夫

# 三木市・吉川町合併協議会規約に関する協定書の一部を変更する協定書

三木市及び美嚙郡吉川町が、平成16年4月1日に締結した三木市・吉川町合併協議会規約に関する協定書の一部を下記のとおり変更する。

別表第3を次のとおり改める。

別表第3（第5条関係）

所属団体	氏名	備考
三木市	小谷政行	
	梨原正純	
吉川町	藤田均	
	廣岡喜人	

この変更協定の成立を証するため、本書2通を作成し、三木市及び吉川町の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成17年4月1日

三木市上の丸町10番30号

三木市長 加古房夫

美嚙郡吉川町吉安246番地

美嚙郡吉川町長 岩波 勉

報告第26号

三木市・吉川町合併協議会専門部会規程の一部を改正する規程について

三木市・吉川町合併協議会専門部会規程の一部を改正する規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成17年6月3日提出

三木市・吉川町合併協議会  
会長 加古房夫

三木市・吉川町合併協議会専門部会規程の一部を改正する規程

三木市・吉川町合併協議会専門部会規程の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

部会	分科会	事務担当所管部課	
		三木市	吉川町
企画部会	企画分科会	企画政策課	企画調整課 総務財政課 教育総務課 国体推進課 地域振興課
	情報システム分科会	情報政策課	総務財政課 企画調整課 住民生活課 教育総務課 健康福祉課 上下水道課
	国体分科会	国体室	国体推進課
総務部会	総務・人事分科会	総務課 秘書課	総務財政課 企画調整課 生涯学習課 出納室
	財政・管財分科会	財政課 土地開発公社	総務財政課 企画調整課 地域振興課
	税分科会	税務課	総務財政課
	出納分科会	会計室	出納室 総務財政課
	監査・公平分科会	監査委員・公平委員会事務局	監査公平委員会事務局 総務財政課
	選挙分科会	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局



住民生活部会	住民分科会	市民課 斎場建設室	住民生活課
	交通・防犯・環境分科会	生活安全課 環境課 環境施設課	住民生活課 上下水道課 地域振興課 健康福祉課 総務財政課
健康福祉部会	健康分科会	健康課	健康福祉課 住民生活課 上下水道課
	福祉分科会	福祉課 さつき園	健康福祉課 国体推進課 生涯学習課
	国保・介護保険分科会	国保介護課	住民生活課 健康福祉課
	子育て分科会	子育て支援室 保育所	健康福祉課
産業経済部会	農林分科会	農業振興課 農業委員会事務局	地域振興課 上下水道課 農業委員会事務局
	商工観光分科会	商工観光課	企画調整課 国体推進課
建設部会	建設分科会	土木課 県事業プロジェクト推進室 建築課	地域振興課 企画調整課
	都市計画分科会	都市整備課	地域振興課 企画調整課 国体推進課
	下水道分科会	下水道課	上下水道課
教育部会	総務分科会	教育委員会総務課	教育総務課 健康福祉課 学校教育課
	学校教育分科会	学校教育課	学校教育課 教育総務課

	社会教育・公民館 分科会	社会教育課 図書館 公民館	生涯学習課
	体育・青少年分科 会	体育青少年課	生涯学習課 健康福祉課
消防・防災部会	消防・防災分科会	企画政策課 消防本部	住民生活課
上水道部会	水道分科会	水道部	上下水道課
議会事務局部会	議会事務局分科会	議会事務局	議会事務局
人権・同和部会	人権・同和分科会	人権尊重推進室 人権教育推進室 総合隣保館	住民生活課 生涯学習課 健康福祉課

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

## 改正後の全文

### 三木市・吉川町合併協議会専門部会規程

#### (設置)

第1条 三木市・吉川町合併協議会幹事会規程（以下「規程」という。）第7条の規定により、三木市・吉川町合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 専門部会は、三木市・吉川町合併協議会の幹事長及び事務局長（以下「幹事長等」という。）の指示を受け、三木市・吉川町合併協議会幹事会に提案する必要な事項について、専門的に調整するものとする。

#### (組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる部会及び分科会に属する三木市、吉川町の職員をもって組織する。

2 部会は、別表に掲げる部会に属する分科会で組織する。

3 分科会は、別表に掲げる三木市及び吉川町の事務担当所管課で組織する。

#### (役員)

第4条 専門部会の各部会に部会長及び副部会長を置く。

2 分科会に分科会長及び副分科会長を置く。

3 部会長、副部会長、分科会長及び副分科会長は、三木市・吉川町合併協議会幹事会が指名する。

#### (役員職務)

第5条 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 分科会長は分科会を統括する。

4 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 会議は、幹事長等の要請により、又は部会長及び分科会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は、部会の議長となる。

3 分科会長は、分科会の議長となる。

4 部会長又は分科会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

5 部会又は分科会は、必要に応じて関係する部会又は分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 部会長は、調整経過及び結果について、幹事長等に報告するものとする。

2 分科会長は、調整経過及び結果について、部会及び幹事長等に報告するものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部会	分科会	事務担当所管部課	
		三木市	吉川町
企画部会	企画分科会	企画政策課	企画調整課 総務財政課 教育総務課 国体推進課 地域振興課
	情報システム分科会	情報政策課	総務財政課 企画調整課 住民生活課 教育総務課 健康福祉課 上下水道課
	国体分科会	国体室	国体推進課
総務部会	総務・人事分科会	総務課 秘書課	総務財政課 企画調整課 生涯学習課 出納室
	財政・管財分科会	財政課 土地開発公社	総務財政課 企画調整課 地域振興課
	税分科会	税務課	総務財政課
	出納分科会	会計室	出納室 総務財政課
	監査・公平分科会	監査委員・公平委員 会事務局	監査公平委員会事務 局 総務財政課
	選挙分科会	選挙管理委員会事務 局	選挙管理委員会事務 局
住民生活部会	住民分科会	市民課 斎場建設室	住民生活課

	交通・防犯・環境 分科会	生活安全課 環境課 環境施設課	住民生活課 上下水道課 地域振興課 健康福祉課 総務財政課
健康福祉部会	健康分科会	健康課	健康福祉課 住民生活課 上下水道課
	福祉分科会	福祉課 さつき園	健康福祉課 国体推進課 生涯学習課
	国保・介護保険分 科会	国保介護課	住民生活課 健康福祉課
	子育て分科会	子育て支援室 保育所	健康福祉課
産業経済部会	農林分科会	農業振興課 農業委員会事務局	地域振興課 上下水道課 農業委員会事務局
	商工観光分科会	商工観光課	企画調整課 国体推進課
建設部会	建設分科会	土木課 県事業プロジェクト推進室 建築課	地域振興課 企画調整課
	都市計画分科会	都市整備課	地域振興課 企画調整課 国体推進課
	下水道分科会	下水道課	上下水道課
教育部会	総務分科会	教育委員会総務課	教育総務課 健康福祉課 学校教育課
	学校教育分科会	学校教育課	学校教育課 教育総務課

	社会教育・公民館 分科会	社会教育課 図書館 公民館	生涯学習課
	体育・青少年分科 会	体育青少年課	生涯学習課 健康福祉課
消防・防災部会	消防・防災分科会	企画政策課 消防本部	住民生活課
上水道部会	水道分科会	水道部	上下水道課
議会事務局部会	議会事務局分科会	議会事務局	議会事務局
人権・同和部会	人権・同和分科会	人権尊重推進室 人権教育推進室 総合隣保館	住民生活課 生涯学習課 健康福祉課

新 旧 対 照 表

(題名：三木市・吉川町合併協議会専門部会規程)

現 行			改 正 案		
別表(第3条関係) (略)			別表(第3条関係) (略)		
情報システム分 科会	情報政策課	総務財政課 企画調整課 住民生活課 学校教育課 教育総務課 健康福祉課 生涯学習課 上下水道課 地域振興課	情報システム分 科会	情報政策課	総務財政課 企画調整課 住民生活課 教育総務課 健康福祉課 上下水道課
国体分科会	国体準備室	国体推進課	国体分科会	国体室	国体推進課
(略)			(略)		
財政・管財分科 会	財政課 会計室 土地開発公社	総務財政課 企画調整課 地域振興課	財政・管財分科 会	財政課 土地開発公社	総務財政課 企画調整課 地域振興課
(略)			(略)		
健康福祉 部会	健康分科会	健康福祉課 住民生活課 上下水道課 企画調整課	健康福祉 部会	健康分科会	健康福祉課 住民生活課 上下水道課 企画調整課
	福祉分科会	健康福祉課 国体推進課 生涯学習課 総務財政課		福祉分科会	健康福祉課 国体推進課 生涯学習課
	国保・介護保険 分科会	住民生活課 健康福祉課 総務財政課		国保・介護保険 分科会	住民生活課 健康福祉課

(下線の部分は改正部分)



新 旧 対 照 表

( 題 名 : 三 木 市 ・ 吉 川 町 合 併 協 議 会 専 門 部 会 規 程 )

現 行			改 正 案				
( 略 )	商工観光分科会	商工観光課	企画調整課 <u>地域振興課</u> 国体推進課	( 略 )	商工観光分科会	商工観光課	企画調整課 国体推進課
( 略 )	社会教育・公民館分科会	社会教育課 図書館 公民館 体育青少年課 <u>企画政策課</u>	生涯学習課 <u>国体推進課</u>	( 略 )	社会教育・公民館分科会	社会教育課 図書館 公民館	生涯学習課
	体育・青少年分科会	体育青少年課	生涯学習課 健康福祉課 <u>国体推進課</u>		体育・青少年分科会	体育青少年課	生涯学習課 健康福祉課

( 下 線 の 部 分 は 改 正 部 分 )

報告第27号

三木市・吉川町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程について

三木市・吉川町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成17年6月3日提出

三木市・吉川町合併協議会  
会長 加古 房 夫

## 三木市・吉川町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程

三木市・吉川町合併協議会事務局規程の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「協議会の運営」の右に「及び合併準備」を加え、同号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 合併準備の総合調整に関すること。

第4条第3項中「係」を「担当」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

担 当	分 掌 事 務
総務担当	1 庶務及び会計に関すること。 2 合併の諸手続きに関すること。 3 協議会の会議に関すること。 4 協議会の予算・決算に関すること。 5 協議会だより・ホームページに関すること。 6 合併に係る資料の編纂に関すること。 7 人事に関すること。 8 報酬等の支給に関すること。 9 その他他の係に属さないこと。
調整担当	1 合併協定項目に関すること。 2 各種事務事業調査調整に関すること。 3 支所業務の調整に関すること。 4 職員研修に関すること。 5 分科会の調整に関すること。 6 文書整理・引継ぎに関すること。
計画担当	1 新市建設計画に関すること。 2 財政計画に関すること。 3 支所開所式・記念式典に関すること。 4 合併記念誌の編纂に関すること。
共通事項	1 合併推進プロジェクトの調整に関すること。

### 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

## 改正後の全文

### 三木市・吉川町合併協議会事務局規程

#### (趣旨)

第1条 この規程は、三木市・吉川町合併協議会規約第13条第3項の規定により、三木市・吉川町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事項)

第2条 事務局は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 合併準備の総合調整に関すること。
- (5) その他協議会の運営及び合併準備に関し必要な事項

#### (職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、局長補佐その他必要な職員を置く。

2 分掌事務は、別表第1のとおりとする。

#### (職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を総括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理

3 局長補佐は、事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 担当相互間の連絡及び調整
- (2) 担当に属する職員の指揮監督
- (3) 分掌する事務の管理

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

#### (決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要領等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

#### (専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 100万円未満の物品の購入その他契約の締結に関する事。
- (2) 物品及び現金の出納に関する事。
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関する事。
- (4) 実務上の調査並びに照会及び回答に関する事。
- (5) その他軽易な事項に関する事。

(代決)

第7条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

2 会長及び副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

3 会長、副会長及び事務局長がともに不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

(公印の取扱い)

第8条 協議会の公印の種類、形式及び寸法は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(職員の服務)

第9条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、三木市の例による。

(給与等)

第10条 職員の給与、共済費等については、それぞれの属する市、町の負担とする。

2 職員の旅費については、三木市の例により協議会が支給する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

担 当	分 掌 事 務
総務担当	1 庶務及び会計に関すること。 2 合併の諸手続きに関すること。 3 協議会の会議に関すること。 4 協議会の予算・決算に関すること。 5 協議会だより・ホームページに関すること。 6 合併に係る資料の編纂に関すること。 7 人事に関すること。 8 報酬等の支給に関すること。 9 その他他の係に属さないこと。
調整担当	1 合併協定項目に関すること。 2 各種事務事業調査調整に関すること。 3 支所業務の調整に関すること。 4 職員研修に関すること。 5 分科会の調整に関すること。 6 文書整理・引継ぎに関すること。
計画担当	1 新市建設計画に関すること。 2 財政計画に関すること。 3 支所開所式・記念式典に関すること。 4 合併記念誌の編纂に関すること。
共通事項	1 合併推進プロジェクトの調整に関すること。

別表第2（第8条関係）

省略

新 旧 対 照 表

(題名：三木市・吉川町合併協議会事務局規程)

現 行	改 正 案
<p>( 所掌事項 )</p> <p>第 2 条 事務局は、次の各号に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 協議会の会議に関すること。</p> <p>(2) 協議会の協議資料の作成に関すること。</p> <p>(3) 協議会の庶務に関すること。</p> <p>(4) その他協議会の運営に関し必要な事項</p> <p>( 職員の職務 )</p> <p>第 4 条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を総括する。</p> <p>2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 事務局内の連絡及び調整</p> <p>(2) 事務局長の職務の補佐</p> <p>(3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理</p> <p>3 局長補佐は、事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 係相互間の連絡及び調整</p> <p>(2) 係に属する職員の指揮監督</p> <p>(3) 分掌する事務の管理</p> <p>4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。</p>	<p>( 所掌事項 )</p> <p>第 2 条 事務局は、次の各号に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 協議会の会議に関すること。</p> <p>(2) 協議会の協議資料の作成に関すること。</p> <p>(3) 協議会の庶務に関すること。</p> <p><u>(4) 合併準備の総合調整に関すること。</u></p> <p>(5) その他協議会の運営及び合併準備に関し必要な事項</p> <p>( 職員の職務 )</p> <p>第 4 条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を総括する。</p> <p>2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 事務局内の連絡及び調整</p> <p>(2) 事務局長の職務の補佐</p> <p>(3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理</p> <p>3 局長補佐は、事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) <u>担当</u>相互間の連絡及び調整</p> <p>(2) <u>担当</u>に属する職員の指揮監督</p> <p>(3) 分掌する事務の管理</p> <p>4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する</p>

( 下線の部分は改正部分 )

新 旧 対 照 表

(題名：三木市・吉川町合併協議会事務局規程)

現 行		改 正 案	
別表第1(第3条関係)		別表第1(第3条関係)	
係 名	分 掌 事 務	担 当	分 掌 事 務
総務係	1 庶務及び会計に関すること。 2 合併の諸手続きに関すること。 3 協議会の会議に関すること。 4 協議会の予算・決算に関すること。 5 合併に係る広報に関すること。 6 合併に係る資料の編纂に関すること。 7 人事に関すること。 8 報酬等の支給に関すること。 9 その他他の係に属さないこと。	総務担当	1 庶務及び会計に関すること。 2 合併の諸手続きに関すること。 3 協議会の会議に関すること。 4 協議会の予算・決算に関すること。 5 協議会だより・ホームページに関すること。 6 合併に係る資料の編纂に関すること。 7 人事に関すること。 8 報酬等の支給に関すること。 9 その他他の係に属さないこと。
調整係	1 合併協定項目に関すること。 2 各種事務事業調査調整に関すること。	調整担当	1 合併協定項目に関すること。 2 各種事務事業調査調整に関すること。 3 支所業務の調整に関すること。 4 職員研修に関すること。 5 分科会の調整に関すること。 6 文書整理・引継ぎに関すること。
計画係	1 新市建設計画に関すること。 2 財政計画に関すること。 3 予算編成に関すること。	計画担当	1 新市建設計画に関すること。 2 財政計画に関すること。 3 支所開所式・記念式典に関すること。 4 合併記念誌の編纂に関すること。
		共通事項	1 合併推進プロジェクトの調整に関すること。

(下線の部分は改正部分)



## 報告第28号

### 各種事務事業(情報システム事業)の取扱いの調整結果について

各種事務事業(情報システム事業)の取扱いの調整結果について、次のとおり報告する。

平成17年6月3日提出

三木市・吉川町合併協議会  
会長 加古房夫

- 1 承認内容(第5回合併協議会 平成16年7月22日承認)  
情報システム等は、原則として、合併時に三木市の現行システム等に統合する。ただし、合併時に統合することが困難なシステム等については、合併後、早期に統合する。
- 2 調整結果  
情報システム等の取扱いは、別紙のとおりとする。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 企画部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	情報システム事業の取扱い
調整内容	情報システム等は、原則として、合併時に三木市の現行システム等に統合する。ただし、合併時に統合することが困難なシステム等については、合併後、早期に統合する。		
現 況		調 整 結 果	
三 木 市		吉 川 町	
1 基幹業務のシステムの開発及び運用 住民記録、国保、年金、印鑑、税、福祉、健康等の基幹業務について、情報システムを用いて住民サービスの向上及び内部事務の効率化を図っている。	1 基幹業務のシステムの開発及び運用 住民記録、国保、年金、印鑑、税、福祉、健康等の基幹業務について、情報システムを用いて住民サービスの向上及び内部事務の効率化を図っている。	情報システム等は、原則として、合併時に三木市の現行システム等に統合する。	
2 ネットワークの構築及び運用 市の各公共施設を光ファイバで接続し、それぞれのLANと接続することにより、基幹業務及び情報系システムを効率よく利用できる環境を整備している。	2 ネットワークの構築及び運用 庁舎内はLAN、各公共施設はINS回線により接続し、基幹業務、財務業務及び情報系システムを効率よく利用できる環境を整備している。	1 合併時に統合するシステム (1) 基幹業務システム 住民記録、戸籍、印鑑、選挙、年金、市県民税、法人市民税、福祉、健康、財務、人事等の28システムは、合併時に三木市のシステムに統合する。 ただし、国保資格システム、福祉医療システムについては合併時に統合するが、県への報告、調整交付金、国保番号の管理上の観点から、吉川町のシステムも平成17年度中は稼働させるものとする。 また、それらのシステムとの連携上、住民記録システムについても吉川町システムを平成17年度中は稼働させるものとする。	
3 情報系システムの構築及び運用 ネットワークを利用することにより、インターネット、総合行政ネットワーク、グループウェア等の内部情報共有システム等を構築し、住民サービスの向上及び内部事務の効率化を図っている。	3 情報系システムの構築及び運用 ネットワークを利用することにより、グループウェア等の内部情報共有システム等を構築し、内部事務の効率化を図っている。	(2) 情報系・ネットワーク系システム インターネット、総合行政ネットワーク、住基ネット、公的個人認証、情報共有等のシステムについては、合併時に統合する。	
		2 平成18年度から統合するシステム 基幹業務のうち、固都税、国保税システムについては、平成17年度は、それぞれのシステムで課税処理を継続し、平成18年度当初課税分から統合する。 (理由：両税とも非常に複雑なシステムで、また三木市、吉川町で計算方法が異なるなど、年度途中で課税を統合するのは困難であるため) ただし、収納については他の税と同様に合併時から	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 企画部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	情報システム事業の取扱い
現 況		調 整 結 果	
三 木 市		吉 川 町	
		<p>過年度分も含めて統合する。</p> <p>3 ネットワーク                      本庁舎から吉川町支所への光ファイバネットワーク幹線並びに吉川町支所から健康福祉センターへの光ファイバは敷設済みである。                      通信機器の導入・設定、LAN配線等も含めたネットワークの接続を平成17年5月に行い、テスト端末を設置し、順次窓口関連端末を設置する。                      学校を含む各公共施設との光ファイバネットワークについては合併後、平成18年4月から接続する。</p> <p>4 ホームページ                      現行の三木市ホームページに吉川町の情報の追加、再編を行い、合併時に統合する。</p>	

協議第71号

平成16年度三木市・吉川町合併協議会決算の認定について

平成16年度三木市・吉川町合併協議会決算を別紙のとおり調製したので、三木市・吉川町合併協議会財務規程第9条第1項の規定により、監査委員の意見を付して協議会の認定を求める。

平成17年6月3日提出

三木市・吉川町合併協議会  
会長 加古 房 夫

平成 16 年 度

歳 入 歳 出 決 算 書

三木市・吉川町合併協議会

平成16年度 三木市・吉川町合併協議会会計歳入歳出決算

歳入歳出予算額 46,003,000円

歳入決算額 46,000,147円

歳出決算額 41,660,320円

歳入歳出差引残額 4,339,827円

## 平成16年度 三木市・吉川町合併協議会会計歳入歳出決算書

歳 入

単位(円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 負担金		46,000,000	46,000,000	46,000,000	0	0
	1 負担金	46,000,000	46,000,000	46,000,000	0	0
2 繰越金		1,000	0	0	0	1,000
	1 繰越金	1,000	0	0	0	1,000
3 諸収入		2,000	0	0	0	1,853
	1 諸収入	2,000	147	147	0	1,853
歳入合計		46,003,000	46,000,147	46,000,147	0	2,853

歳 出

単位(円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		6,647,000	5,424,552	0	1,222,448	1,222,448
	1 事務局費	6,647,000	5,424,552	0	1,222,448	1,222,448
2 事業費		38,881,000	36,235,768	0	2,645,232	2,645,232
	1 事業推進費	38,881,000	36,235,768	0	2,645,232	2,645,232
3 予備費		475,000	0	0	475,000	475,000
	1 予備費	475,000	0	0	475,000	475,000
歳出合計		46,003,000	41,660,320	0	4,342,680	4,342,680

歲入歲出決算事項別明細書



歳 入

(単位：円)

款	項	目	予 算 現 額				調定額	収入済額	収入未済額	備 考		
			当 初 予算額	補 正 予算額	計	節						
						区 分					金 額	
1 負担金			46,000,000	0	46,000,000			46,000,000	46,000,000	0		
	1 負担金		46,000,000	0	46,000,000			46,000,000	46,000,000	0		
		1 負担金		46,000,000	0	46,000,000			46,000,000	46,000,000	0	
							1 市町負担金	46,000,000	46,000,000	46,000,000	0	三木市 23,000,000 吉川町 23,000,000
2 繰越金			1,000	0	1,000		1,000	0	0	0		
	1 繰越金		1,000	0	1,000		1,000	0	0	0		
		1 繰越金		1,000	0	1,000		1,000	0	0	0	
							1 繰越金	1,000	0	0	0	
3 諸収入			2,000	0	2,000		2,000	147	147	0		
	1 諸収入		2,000	0	2,000		2,000	147	147	0		
		1 諸収入		2,000	0	2,000		2,000	147	147	0	
							1 貯金利子	1,000	147	147	0	預金利子 147
							2 雑入	1,000	0	0	0	
歳 入 合 計			46,003,000	0	46,003,000		46,003,000	46,000,147	46,000,147	0		

歳 出

(単位：円)

款	項	目	予 算 現 額					支出済額	不用額	備 考		
			当 初 予算額	補 正 予算額	予備費支出 及び流用増減	計	節					
							区 分				金 額	
1 総務費			6,647,000	0		6,647,000		6,647,000	5,424,552	1,222,448		
	1 総務管理費		6,647,000	0		6,647,000		6,647,000	5,424,552	1,222,448		
		1 事務局費		6,647,000	0		6,647,000					
			9 旅費					350,000	176,100	173,900	視察等旅費	176,100
			11 需用費					1,490,000	1,243,493	246,507	消耗品費	1,161,207
											印刷製本費	80,486
											食糧費	1,800
			12 役務費					432,000	254,910	177,090	通信運搬費	172,530
											手数料	82,380
			14 使用料及び 賃借料					1,656,000	1,646,040	9,960	庁舎使用料	662,040
										パソコン等使用料	864,000	
								公用車使用料	120,000			
18 備品購入費					450,000	346,985	103,015	事務備品	346,985			
19 負担金補助 及び交付金					2,269,000	1,757,024	511,976	臨時職員等負担金	1,654,274			
								工事負担金	99,750			
								研修会等負担金	3,000			
2 事業費			38,881,000	0		38,881,000		38,881,000	36,235,768	2,645,232		
	1 事業推進費		38,881,000	0		38,881,000		38,881,000	36,235,768	2,645,232		
		1 会議費		4,286,000	0		4,286,000					
			1 報酬					2,320,000	1,864,000	456,000	委員等報酬	1,864,000

款	項	目	予 算 現 額					支出済額	不用額	備 考					
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費支出 及び流用増減	計	節								
										8 報償費	160,000	5,000	155,000	講師謝礼 諸謝礼	0 5,000
										9 旅費	141,000	0	141,000	視察等旅費	0
										11 需用費	133,000	127,288	5,712	消耗品費 食糧費 印刷製本費	10,375 60,913 56,000
										13 委託料	1,512,000	1,237,685	274,315	会議録作成委託料 会場設営委託料	1,122,185 115,500
										14 使用料及び 賃借料	20,000	0	20,000	有料道路通行料等	0
		2 調査研究費	27,000,000	0	539,725	26,460,275				13 委託料	26,460,275	25,116,000	1,344,275	住民意識調査・ 新市建設計画 策定支援委託料  情報システム統合 調査委託料  連たん状況調査委託料	9,471,000  14,700,000  945,000
		3 広報公聴費	7,595,000	0	539,725	8,134,725				11 需用費	505,000	504,630	370	印刷製本費	504,630
										12 役務費	3,068,000	2,819,440	248,560	通信運搬費 手数料	93,610 2,725,830
										13 委託料	4,561,725	4,561,725	0	協議会だより・ ホームページ 作成委託料	4,561,725

款	項	目	予 算 現 額					支出済額	不用額	備 考	
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減	計	節				
							区 分				金 額
3 予備費											
	1 予備費		475,000	0		475,000		0	475,000		
		1 予備費	475,000	0		475,000		0	475,000		
歳 出 合 計			46,003,000	0		46,003,000		41,660,320	4,342,680		

## 参考資料

三木市・吉川町合併協議会への両市町の負担割合について

根拠規約 三木市・吉川町合併協議会規約 第14条第1項及び第2項

(経費)

第14条 協議会に必要な経費は、両市町の負担金その他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金は、両市町が均等に負担する。

三木市・吉川町合併協議会事務局職員の給与等について

根拠規程 三木市・吉川町合併協議会事務局規程 第10条

(給与等)

第10条 職員の給与、共済費等については、それぞれの属する市、町の負担とする。

# 決 算 審 査 報 告 書

平成17年6月3日

三木市・吉川町合併協議会  
会 長 加 古 房 夫 様

三木市・吉川町合併協議会

監査委員 村 岡 秀 雄

監査委員 田 村 陽 太 郎

三木市・吉川町合併協議会規約第16条第2項の規定により、審査に付された平成16年度三木市・吉川町合併協議会会計歳入歳出決算については、決算書並びに決算事項別明細書、各関係書帳簿、証拠書類を審査した結果、次のとおり報告します。

## 1 審査の概要

### (1) 審査の対象

平成16年度三木市・吉川町合併協議会会計歳入歳出決算

### (2) 審査期日

平成17年5月11日

### (3) 審査方法

平成16年度三木市・吉川町合併協議会会計歳入歳出決算及び付属書類について、担当者から説明を聴取し、計数審査、予算執行状況について審査を行った。

## 2 審査の結果

審査に付された平成16年度三木市・吉川町合併協議会会計歳入歳出決算書及び付属書類は、三木市・吉川町合併協議会財務規程等に準拠しており、その計数は正確で平成16年度決算を適正に表示しているものと認める。(16年度歳入歳出差引残額については、17年度に繰り越されている。)